

2011年7月8日

内閣府特命担当大臣（消費者担当） 細野 豪志 様
内閣府消費者委員会委員長 松本 恒雄 様
消費者庁長官 福嶋 浩彦 様
独立行政法人 国民生活センター 理事長 野々山 宏 様

全国消費者団体連絡会
群馬県消費者団体連絡会
埼玉県消費者団体連絡会
東京消費者団体連絡センター
特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟
神奈川県消費者団体連絡会
山梨県消費者団体連絡協議会
静岡県消費者団体連盟
全大阪消費者団体連絡会
山口県消費者団体連絡協議会
北九州市消費者団体連絡会
主婦連合会
社団法人 全国消費生活相談員協会
全国青年司法書士協議会
全国地域婦人団体連絡協議会
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
日本消費生活専門相談員協議会
労働者福祉中央協議会（中央労福協）

「国民生活センターのあり方見直し」を含む消費者行政強化のための論議の継続を求めます

消費者庁と国民生活センターは2010年12月、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」を設置、2011年5月には中間整理を行い、公開ヒアリングと意見募集を実施しました。これに対し、2011年6月、消費者委員会が独自の立場から意見表明を行いました。

消費者庁は、夏にも最終結論を得る予定とした上で、消費者委員会との議論やタスクフォースでの意見交換を行っていますが、消費者委員会との意見の隔たりは大きく、またヒアリングや意見募集で寄せられた意見や懸念への説明も一方的で十分とは言えません。

また、消費者庁と消費者委員会の創設時に掲げられた「消費者行政強化」のための検討課題は、消費者庁と消費者委員会、国民生活センターの体制と組織をトータルで見直すというものであり、国民生活センターのみを取り出して検討すること自体、適切性を欠くものです。

さらに、東日本大震災に関わる消費者被害が横行する中、特に地方消費者行政の充実強化は喫緊の課題となっていますが、育成強化集中期間後の対策の検討も全くなされておらず、今回の見直し検討の中でも明らかになっていません。

よって、私たちは、以下のことを要望し、貴職の真摯な対応を求めます。

記

1. 国民生活センターのあり方を含む、消費者行政強化のための論議は、消費者庁と国民生活センターという当事者間での議論から次の段階に発展させ、消費者庁と消費者委員会、国民生活センターの機能と役割をトータルで見直すための検討を、消費者、消費者団体や専門家、有識者、事業者なども交えて開始すべきです。
2. 「タスクフォース」の最終とりまとめは平成23年夏を目途に行い、消費者庁長官、次長及び国民生活センター理事長陪席の下、政務二役会議において決定するとされていますが、その日程では十分な検討はできません。最終報告を得る時期を延期し、論議を継続すべきです。

以上